（届出事項）

第二百十条の十四　［略］

2　法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～八　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

3　［略］

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第二百十一条の五十九　法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は、次に掲げる額とする。

一　純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（少額短期保険業者である相互会社にあっては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。）の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

［二～七　略］

2　［略］

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十一条の六十　法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一　［略］

三　子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四　予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

五　最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六　資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ　デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ　信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ　イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

七　経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

（届出事項）

第二百十条の十四　［同上］

2　［同上］

［一～八　同上］

九‖　第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十‖　前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

3　［同上］

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第二百十一条の五十九　［同上］

一　純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（少額短期保険業者である相互会社にあっては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

［二～七　同上］

2　［同上］

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十一条の六十　［同上］

一　［同上］